

平成27年4月から

特別養護老人ホームの入所基準が変わります

平成27年4月1日以降

特別養護老人ホームの新規入所対象者は
原則

要介護3以上の方
になります。



《改正の趣旨》

特別養護老人ホームの入所申込が非常に多い状況のなかで、限られた資源を有効に活用するため、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、介護保険法の改正により基準が改められたものです。

【特例入所】

- ◎ 要介護1、2の方であっても、やむを得ない事情により居宅での日常生活を営むことが困難であると認められる場合（※）には、特例で入所対象となる場合があります。
※ 例えば、認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるなど
（詳しくは、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャー又は施設の担当職員にご相談ください。）

- ◎ 入所申込の手続きについては、各施設に直接お問い合わせください。

（制度のお問い合わせ先）

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

TEL (082) 504-2363 FAX (082) 504-2136